

2.電気工事施工管理に関する実務経験内容について

新規受験申込者は、本検定の受検資格証明にあたって、P12～15の記入例に従い、**A** 票及び **B** 票を作成してください。

特に **B** 票は、受検資格を確認するために最も重要な書類です。記入例をよく確認の上、すべてを必ず作成・押印しなければなりません。**B** 票において、適正な受検資格が認められない場合は受験できません。(誤記入をしないために、鉛筆で下書きを行ってから黒色のボールペンで清書すること。)

(1)実務経験とは

「実務経験」とは、**電気工事の施工に直接的に関わる技術上の全ての職務経験**をいい、具体的には下記に関するものをいいます。

電気工事の現場において

- ①受注者(請負人)として施工を管理(工程管理、品質管理、安全管理等を含む)した経験
- ②設計者等による工事監理の経験
- ③発注者側における現場監督技術者等としての経験

●必ず、7ページの「[表Ⅲ] 電気工事施工管理の実務経験として認められない工事種別・工事内容・業務等」も確認してください。

※実務経験年数は、連続している必要はありません。それぞれ従事した期間の合計が必要な年数に達していれば結構です。

また、[表Ⅰ]の工事種別、工事内容及び[表Ⅱ]の従事した立場ごとに、電気工事として適確に実施した「**施工管理業務(電気工事における工程管理・品質管理・安全管理等)**」の実務経験が必要です。

(2)技術検定実務経験証明書の証明者欄について

B 票を作成した後、記載した実務経験年数・内容等が正しいことを勤務先に証明いただくものです。証明がない場合は、受験できません。作成方法はP8～9を参照ください。

(3)実務経験証明書の作成

P14～15 記入例を参照し作成してください。申込後の訂正・再提出は一切できません。

- 工事種別・工事内容は6ページの[表Ⅰ]から該当するものを選んでください。
- 従事した立場は、7ページの[表Ⅱ]から該当するものを選んでください。
- 勤務先ごとに記入してください。転職等により勤務先が変わった場合は、改行してください。

(4)誓約欄の作成

新規受験申込者は必ず署名・押印してください。署名・押印がない場合は、受験できません。

【表Ⅰ】実務経験として認められる工事種別・工事内容

	工事種別	主な工事内容(電気工事として実施された工事に限る)
受検資格として認められる工事種別・工事内容	構内電気設備工事 (非常用電気設備を含む)	建築物、トンネル、ダム等における 受変電設備工事、自家発電設備工事、動力電源工事、計装工事、航空灯設備工事、 避雷針工事、建築物等の「○○電気設備工事」等
	発電設備工事	発電設備工事、発電機の据付後の試運転、調整 等
	変電設備工事	変電設備工事、変電設備の据付後の試運転、調整 等
	送配電線工事	架空送電線工事、架線工事、地中送電線工事、電力ケーブル布設・接続工事 等
	引込線工事	引込線工事 等
	照明設備工事	屋外照明設備工事、街路灯工事、道路照明工事 等
	信号設備工事	交通信号工事、交通情報・制御・表示装置工事 等
	電車線工事	(鉄道に伴う)変電所工事、発電機工事、き電線工事、 電車線工事、鉄道信号・制御装置工事、鉄道用高圧線工事 等
	ネオン装置工事	ネオン装置工事 等
	(※)上記工事種別による増改設等の工事は、実務経験と認められます。	

[表Ⅱ] 実務経験として認められる従事した立場

立 従 事 し た 場 場	[表Ⅰ]の工事に携わった時の立場
	<ul style="list-style-type: none"> ○施工管理(請負者の立場での現場管理業務(現場施工含む)) ○設計監理(設計者の立場での工事監理業務) ○施工監督(発注者の立場での工事監理業務)

[表Ⅲ] 電気工事施工管理の実務経験として認められない工事種別・工事内容・業務等

*「実務経験証明書」に下表の工事・業務等が記載されている場合は、実務経験としては認められません。
(その場合、欠格となり受験できなくなります。原則として受験料の返還は行いません。)
6ページの[表Ⅰ]及び7ページの[表Ⅱ]をよくご確認ください。
*申込後の実務経験証明書の書換・再提出は一切できません。

受 験 で き な い 工 事 種 別 工 事 内 容	発電所又は変電所等の機器(発電機、変圧器等)の設計・製造・据付・保守・点検・メンテナンス、機器部品等の修理工事・保守・点検・メンテナンス、電機・電器メーカーの機器製造業務
	電話設備、電話交換機設備、火災報知設備、インターホン設備、拡声設備等の通信設備工事
	電気通信工事として実施した 電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、放送設備工事、アンテナ設備工事、空中線設備工事、携帯電話設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事、CATVケーブル、コンピュータ機器設置、その他弱電として実施した工事 (※)但し、信号設備工事・計装工事は電気工事の実務経験と認められます)
	機械器具設置工事として実施した プラント設備工事、エレベーター設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水(ポンプ場)機器設置工事、ダム用仮設工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
	管工事として実施した 冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事
	消防施設工事として実施した 屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧・泡・不燃ガス・蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご・救助袋・緩降機・避難橋又は排煙設備の設置工事、その他消防施設として実施した工事
	熱絶縁工事として実施した 冷暖房設備・冷凍冷蔵設備・動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事 (※)但し、上記工事であっても、電源設備工事部分は電気工事の実務経験と認められます。 この場合、実務経験年数には、電源設備工事として実施した施工期間のみを計上してください。
	【建設業法上の許可業種で次に分類される工事】 建築工事業、土木工事業、大工工事、左官工事、及び、土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、タイル・れんがブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、舗装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、清掃施設工事 として実施した工事
受 験 で き な い 業 務 等	<p>電気工事の施工に直接的に関わらない以下のような業務は含まれません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○設計、積算、保守・点検・維持・メンテナンス、事務、営業などの業務 ○工事における雑役務のみの業務、単純な労働作業など ○研究所、学校(大学院等)、訓練所等における研究、教育または指導等の業務 ○入社後の研修期間(工事現場の施工管理になりません) ○人材派遣による建設業務 (土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊もしくは解体の作業またはこれらの準備の作業に直接従事した業務は、労働者派遣事業の適用除外の業務のため不可)

(※)その他 電気工事とは認められない工事・業務はすべて受験できません。

※実務経験の重複等について

- ◎技術検定試験の実務経験申請にあたっては、検定種目7種(建築施工管理、電気工事施工管理、土木施工管理、管工事施工管理、造園施工管理、建設機械施工、電気通信工事施工管理)の工事の経験を、重複して申請することはできません。
すなわち、ある一つの工事において複数の工種を経験した場合や、ある期間に複数の工事を経験した場合であっても、異なる工種の経験を同時期に経た等として期間を重複して申請することはできません。
- ◎元請会社が建築一式工事等で請け負った工事のうち、電気工事を下請けに出した場合は、原則として元請会社の技術者は、電気工事施工管理の実務経験の申請は認められません。(但し、元請会社で電気工事業の許可を持ち、設備部門の技術者として配置されている場合は、当該技術者は電気工事施工管理の実務経験として申請できます。)